

大阪・関西万博に向けた文化発信イベント基本計画策定業務 委託業務仕様書

1 委託業務名称

大阪・関西万博に向けた文化発信イベント基本計画策定業務

2 業務の目的

関西広域連合では、2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）の開催は、関西文化の魅力を国内外に発信する絶好の機会であることから、様々な事業を通じて、大阪・関西万博を契機とした国内外への関西の魅力発信及び関西各地への観光誘客の実現を目指している。

そのため、2025年に開催される大阪・関西万博の機運醸成を図るとともに、大阪・関西万博の催事とも連携しながら、関西域の地域活性化、経済成長につなげることを目指して、大阪・関西万博の開催の前年となる2024年にオール関西で文化発信イベントの取組を進める。

本業務は、本文化発信イベント開催に向けて、イベントのコンセプトやテーマなどの基本方針及び基本方針に基づく、会場計画、催事計画、運営計画、広報計画などを定める基本計画の策定が必要であり、これらの計画立案等を委託するものである。

3 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4 委託業務の概要

本事業で委託する内容は、次の（１）～（４）とする。

なお、業務の実施にあたっては、関西広域連合と十分に協議・調整すること。

（１）文化発信イベントに係る基本方針等の策定

①基本方針の策定

- ・本事業の目的を踏まえた上で、イベントの「コンセプト」「テーマ」を検討し、それらに基づいたイベント内容等の基本的な方針を策定すること。基本方針等の策定に当たっては、大阪・関西万博との連携を考慮するとともに、関西各地の地域活性化につながり、万博のレガシーとなるような持続的な取組となる内容を検討すること。
- ・開催概要（場所、時期、時間など）について計画立案すること。
- ・開催場所は大阪市中之島エリア一体を想定しているが、催事内容に合った前述の目的・趣旨に合致する効果的な開催場所を検討すること。開催時期は2024年の春から秋にかけて、1～数か月程度を想定しているが、前述の目的・趣旨に合致する適切な

時期を検討すること。

- ・コンセプトに基づいたイベントタイトルや、イベントロゴ等、イベント全体に係る様々な要件の作成手順、スケジュールを検討すること。

②催事内容の検討

- ・本イベントのコンセプト、テーマに基づいた催事を検討すること。
- ・開催期間、会場特性を考慮した催事内容を検討すること。
- ・期間中の各種催事スケジュールを整理、検討すること。

③会場計画の策定

- ・イベントのコンセプト、テーマに基づいた会場ゾーニングを検討すること。
- ・各ゾーンの会場構成、各種レイアウトを整理、作成すること。
- ・会場のイメージパースを作成すること。
- ・イベント会場の会場図面を作成すること。

④運営計画の策定

- ・イベントのコンセプト、テーマに基づいた運営方針を検討すること。
- ・来場者数（目標）の設定及びその設定方法を検討すること。
- ・運營業務の区分・体制を検討整理すること。
- ・警備計画に係る方針を検討すること。
- ・危機管理、緊急時に係る方針を検討すること。
- ・感染症対策について検討すること。

⑤その他

- ・広報告知に係る指針の検討すること
- ・大阪・関西万博全体の広報宣伝活動と連携した、効果的な広報の手法を検討すること。
- ・催事ごとに協賛を含む、収支計画について検討すること。なお収支計画の策定に当たっては、事業収入や民間資金の活用を積極的に取り入れること。
- ・各事業については、本計画用として新たに企画制作されるものとするが、民間主体事業に関西広域連合が助成する等の実施方法についても工夫・検討すること。

(2) 事業スケジュール策定

- ・(1) ①～⑤について、主な工程を踏まえた全体スケジュールを整理すること。

(3) 全体予算の作成

- ・(1)に係る費用について、試算、検討をすること。

(4) その他

①ドキュメント類作成

- ・基本計画策定に係る打合せドキュメント類（各種提案書、図面、検討資料など）を作成すること。

②打合せ

- ・本業務の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打合せ（対面又はオンライン）の機会を設けること。なお、電話やメールによる打合せは随時行うものとする。
- ・本委託事業における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に関西広域連合と協議の上、決定すること。

5 納品物及び納期

①成果品

- ・本委託業務における成果品は、上記の報告書の他、調査に使用したデータ等も提出すること。
- ・受託者は、成果品を電子ファイルで提出することとし、電子ファイルのデータ形式及び提出方法については、事前に関西広域連合の承認を受けること。
- ・また、電子ファイルは、業務終了後に関西広域連合が再利用しやすいよう配慮すること。
- ・成果品については、電子ファイルの他、A4サイズで20部印刷のうえ、提出すること。

②業務完了報告

- ・受託業務が完了したときは、履行期限までに業務完了報告書1部（任意様式、A4・両面印刷）を提出し、関西広域連合の完了検査を受けること。

7 留意事項

- ・最終的な委託業務内容については、採択後に委託者と協議の上、決定することとする。
- ・受託者は、本業務の遂行にあたり、関連法令及び本業務仕様書を遵守すること。
- ・本業務仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と委託者が協議の上、決定すること。
- ・全ての成果品の所有権、著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、利用権は、委託者に帰属するものとする。また成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- ・成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の

責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

- 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- 受託者は、業務中に知り得た内容について、第三者に情報を漏らしてはならない。
- 電子媒体によるデータ納品については、ウィルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウィルス等に感染していることにより委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること。